

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 株券等預託証券 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第六条第一項第四号に掲げる有価証券をいう。</p> <p>二（二十四） (略)</p> <p>(適用除外となる買付け等)</p> <p>第四条 令第七条第五項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百十六條第一項（同法第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 株券等預託証券 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第六条第一項第三号に掲げる有価証券をいう。</p> <p>二（二十四） (略)</p> <p>(適用除外となる買付け等)</p> <p>四条 令第七条第五項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合（当該発行者が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限</p>

が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該発行者が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 (略)

(議決権の数の計算等)

第八条 (略)

る。次号において同じ。)

二 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該発行者が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項(第一号を除く。)の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 (略)

(議決権の数の計算等)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

(削る)

一・二 (略)

三 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

四 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

(削る)

2 (略)

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証書については、新株の引受権の目的である株式に係る議決権の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)を株式の数とし、当該株式の数に対応する株式に係る議決権の数)とする方法

二・三 (略)

四 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

ロ 新株引受権証書 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証書の新株の引受権の目的である株式に係る議決権の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価

ロ (略)

ハ・ニ (略)

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

4 (略)

(株券等の数の換算)

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

(削る)

一・二 (略)

三 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である

額の総額を当該発行価格で除して得た数（一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数）を株式の数とし、当該株式の数に対応する株式に係る議決権の数）

ハ (略)

ニ・ホ (略)

ヘ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

4 (略)

(株券等の数の換算)

九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証券については、新株の引受権の目的である株式の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数（一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数））とする方法

二・三 (略)

四 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法

証券又は証券に準じて株式に換算した数とする方法

四 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

(削る)

ロ〜ホ (略)

(対象者又は役員の見解表明)

第二十五条 (略)

2 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該意見が取締役会の決定(委員会設置会社においては、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定。次号において同じ。)又は役員会の決議に基づく場合には、その旨

人が発行者である証券又は証券に準じて株式に換算した数とする方法

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

ロ 新株引受権証書 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証書の新株の引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数))

ハ〜ヘ (略)

(対象者又は役員の見解表明)

第二十五条 (略)

法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該意見が取締役会の決定(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社においては、同法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定。次号において同じ。)又は役員会の決議に基づく場合には、その旨

四・五 (略)

3 (略)

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

- 一 令第十四条第一項第一号イに掲げる事項 対象者が株式会社交換完全親会社(会社法第七百六十七条に規定する株式会社交換完全親会社をいう。)となるものであつて、当該株式交換により株式会社交換完全親会社(会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式会社交換完全親会社をいう。)となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

二 令第十四条第一項第一号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

- イ 当該分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が同日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

ロ 当該分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて

四・五 (略)

3 (略)

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

- 一 令第十四条第一項第一号イに掲げる事項 対象者が完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。)となるものであつて、当該株式交換により完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。)となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

二 令第十四条第一項第一号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

- イ 当該分割により営業の全部又は一部を承継させる場合であつて、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が同日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

ロ 当該分割により営業の全部又は一部を承継する場合であつて

、当該分割による資産の増加額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

三・四 (略)

五 令第十四条第一項第一号チに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であり、かつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、当該事業の譲り受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

ハ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人からの事業の全部又は一部の譲り受け

ニ 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

2

(略)

、当該分割による資産の増加額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

三・四 (略)

五 令第十四条第一項第一号チに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ 営業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該営業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であり、かつ、当該営業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

ロ 営業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、当該営業の譲り受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

ハ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人からの営業の全部又は一部の譲り受け

ニ 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

2

(略)

(あん分比例の方式)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項において一株とは、会社法第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とし、新株予約権証券にあつては新株予約権証券の権利行使により発行し、又は移転すべき株式の数とし、新株予約権付社債券にあつては券面額につき新株予約権の行使により発行し、又は移転すべき株式の数とする。

(あん分比例の方式)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項において一株とは、商法第二百二十一条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とし、新株引受権証券及び新株予約権証券にあつては当該新株引受権証券及び新株予約権証券の権利行使により発行し、又は移転すべき株式の数とし、新株予約権付社債券にあつては券面額につき新株予約権の行使により発行し、又は移転すべき株式の数とする。